

地方消費税交付金（社会保障財源分）の使途について（令和7年度当初予算分）

平成26年4月より消費税率が5%から8%に引き上げられました。また、令和元年10月からは、食料品などの軽減税率が適用されるものを除き8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収部分については、地方税法第72条の116第2項の規定により、社会保障施策に要する経費に充当することとされ、その使途を明確化することが求められています。

令和7年度一般会計予算における使途状況は、次のとおりです。

（歳入）地方消費税交付金（社会保障財源化分）	272,727 千円
（歳出）社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	2,684,022 千円

区分	事業費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	1,745,715	789,421	416,055	141,819	398,420
社会保険	914,445	28,111	93,958	126,005	666,371
保健衛生	23,862	1,732	3,943	4,903	13,284
合計	2,684,022	819,264	513,956	272,727	1,078,075